

貯水槽水道を設置している方へ

届出・点検・清掃・検査が必要です

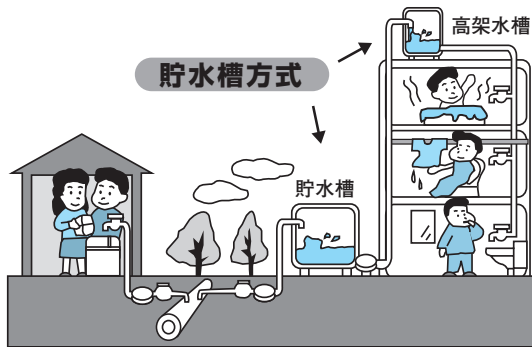
水道法および市の給水条例では、すべての貯水槽水道（水道水を貯水槽を通じて給水している施設）の管理責任は設置者となつています。

貯水槽に入るまでの水道は、市（水道企業管理者）が管理していますが、貯水槽から先は、貯水槽設置者が管理しなければなりません。

□貯水槽の有効容量が10³m³を超える水道施設は、「簡易専用水道」として法律により定期検査を受けることが設置者に義務付けられています。

□貯水量が10³m³以下の「小規模貯水槽水道」も、徹底した管理責任が求められていますので、設置者は次のことを行ってください。

- ①届出 小規模貯水槽水道を設置または廃止したときは、必ず水道課に届出を行ってください。
- ②点検 水が汚染されることのないよう清潔に保ち、定期的に点検を行ってください。
- ③清掃 年1回以上定期的に、専門知識・技能を持った業者に依頼し点検を行ってください。



簡易専用水道 貯水有効容量が10³m³を超えるもの
小規模貯水槽水道 貯水有効容量が10³m³以下のもの

④水質検査

蛇口で色・濁り・臭い・味など水質検査と残留塩素測定を定期的に行ってください。

会社を退職されたときは

国民年金への加入手続きをお忘れなく

20歳以上60歳未満の方が会社を退職されたときは、第2号被保険者（厚生年金から第1号被保険者（国民年金）への「国民年金被保険者資格取得届」の提出が必要です。

※第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）についても同様の変更届の提出が必要となります。

平成21年度の定額保険料は月額で14,660円です

届出に必要なもの

年金手帳など基礎年金番号が記載されているもの・退職日が確認できる書類（離職票・雇用保険受給者証など）・認印

退職（失業）による

特例免除制度があります

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

特例免除は申請する年度または前年度において退職（失業）の事実がある場合に対象になります。

免除制度を利用されると、免除された期間は次のように扱われます。

- ①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間にカウントされます
- ②全額免除の期間は、全額納付したときに比べ、年金額が2分の1として計算されます
（平成21年3月分までは3分の1）
- ③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間にカウントされます

通常の免除申請であれば本人、配偶者、世帯主の所得が審査の対象となりますが、失業による特例免除制度は、退職者本人の所得を除外して審査を行います。（ただし、配偶者や世帯主に一定の所得がある時は免除が認められない場合があります）
なお、配偶者、世帯主が退職した場合もこの特例免除の対象となります。

申請の方法など、詳細については、お訪ねください

問い合わせ

佐賀社会保険事務所

☎31-4191

多久市市民生活課 保険年金係

☎75-2159

問い合わせ

水道課 管理係

☎75-3003